

★ News 「インボイス制度」がスタート!!



令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)がスタートしました。制度の開始にあたり、特に留意したいポイントをまとめました。

■ インボイス制度の負担軽減措置

- ① 2割特例…免税事業者からインボイス発行事業者になった場合
・消費税の納税額を、売上税額の2割に軽減する。
- ② 少額特例…一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置
・少額取引(税込1万円未満)については、一定の帳簿のみの保存で、仕入税額控除が可能(1商品でなく1回の取引が1万円未満)
- ③ 税込1万円未満の返品や値引きについては、返還インボイスの交付義務が免除される。(→事務所ニュース5月号)

インボイス(適格請求書)

＜必要な記載事項＞

- ① 発行事業者の名称
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容
- ④ 適用税率
- ⑤ 消費税額
- ⑥ 交付を受ける事業者の名称

■ 帳簿のみの保存で、仕入税額控除が認められる場合

以下の取引は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除が認められる。

- インボイスの交付義務が免除される取引
 - ・公共交通機関による旅客の運送(3万円未満のものに限る)
 - ・自動販売機・自動サービス機からの商品の購入(3万円未満のものに限る)
 - ・郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る) など
- 従業員等に支給する、通常必要と認められる出張旅費・宿泊費・日当及び通勤手当

■ インボイスの交付義務は、いつの取引からか?

- 令和5年9月中の取引について、10月に請求する場合は、インボイス対応の必要はない。
※ 9月以前の取引でも、インボイス対応の請求書であること自体は問題ない。
- インボイス交付義務は、下記の取引日が令和5年10月1日以降になる場合から生じる。
 - ・物の販売→出荷日や相手の検収日など引渡しの日
 - ・サービスの提供→目的物の全部を引渡した日または役務の提供の全部を完了した日

■ インボイスに係る電磁的記録(電子データ)の提供・保存についての留意点

- インボイスの交付に代えて、電磁的記録で提供する場合は、提供した電磁的記録は「電子帳簿保存法」(電帳法)に基づく方法で保存しなければならない。
- インボイスを電子データで受け取った場合、電帳法の所得税、法人税の保存義務者は、出力した書面の保存に代えて、令和6年1月1日以後に行う電子取引については、電帳法の要件の下、電子データの保存が必要となるので要注意! (電帳法の概要→事務所ニュース令和4年6月号)

★ News 『基準地価』全国平均上昇 → 名古屋圏も伸び率拡大

国土交通省が9月19日公表した基準地価は、コロナ禍からの経済活動再開、訪日外国人の増加、低金利下で、不動産への海外からの投資マネー流入などを背景に、商業地・住宅地など全用途の全国平均が前年比1.0%上昇、地方圏の住宅地も31年ぶりに上昇しました。

なお、「基準地価」は、都道府県が7月1日時点の基準地の価格を調査し、国交省がとりまとめて公表するもので、国交省が実施する1月1日時点の「地価公示」と相互に補完しあい、土地取引の指標となります。(→事務所ニュース8月号)

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

